次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(下関市立市民病院)

令和6年3月29日

下関市立市民病院は、職員が仕事と子育てを両立させることができる環境を整備し、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和6年4月1日~令和10年3月31日までの間とする。
- 2. 目標と取組内容・実施時期

目標1:産前・産後休暇中の職員への情報発信

休暇中の職員に院内情報誌等を配布し、復職後も情報が共有できるような対応を行う。 (実施時期・取組内容)

- ・令和6年4月~ 病院広報紙「まごごろ」の送付
- ・令和6年4月~ 年報等の情報提供(ホームページ掲載の案内送付等)

目標2: 育児休業後の復職支援

復職支援のための研修を行うとともに、復職時のゆとりある勤務形態を提供する。

- (実施時期・取組内容)
- ・令和6年4月~ 復職時のゆとりある勤務形態としての育児短時間勤務制度について、全職員に対して小冊子を配布するなど更なる周知を行い、定着に向けた環境整備を行う。
- ・令和6年4月~ 復職後はもとより育児休業中の職員に対しても希望に応じて研修 を実施するなど復職しやすい環境をつくる。

目標3: 所定外労働の削減のための措置の実施

(実施時期・取組内容)

- ・令和6年4月~ 部署別、職員別の時間外勤務実施状況について、管理職は実施状況を定期的に把握し、長時間勤務の職員が発生した部署は職員間の仕事量の均衡を図り、時間外勤務を減らせるような体制の整備を行う。
- ・令和6年4月~ 長時間勤務の職員が発生した場合には、健康チェックシートの配 布や産業医との面談など、心身の健康状態に異常がないかを確認 するための体制の整備を行う。

目標4: 年次有給休暇の取得促進

(実施時期・取組内容)

- ・令和6年4月~ 管理運営会議における報告等を通じて、年次有給休暇を取得しや すい環境づくりを行うよう、各部署の所属長へ周知徹底を図る。
- ・令和6年4月~ 年次有給休暇の取得状況について、管理職が所属職員の取得状況 を定期的に把握し、計画的な年次休暇の取得を促すなどの体制の 整備を行う。

以上、職員が子育ての際に、職場内で両立を支援する環境を提供できるよう、病院全体で構築する。